

建築工事における熱中症対策に係る費用について

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、茨城県農林水産部農地局が発注する建築工事における工事現場の熱中症対策に係る費用について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 対象工事

令和8年10月1日以降に起工決議を行う建築工事とする。

2 工事費への費用計上の考え方

一般的な熱中症対策に関する項目（別記参照）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目以外（例えば、遮光ネット（足場に設置するものに限る）等）を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応するものとする。

当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として、直接工事費に計上する。

（別記）

一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）

- ・作業場用大型扇風機
- ・作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライミスト
- ・暑さ指数（WBGT値）の計測装置

等